

証券コード 7790

2024年9月2日

株主各位

鳥取県倉吉市河北町1番地

株式会社 バルコス

代表取締役社長 山本 敬

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上のウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

株主総会資料 掲載ウェブサイト

<https://www.barcos.jp/ir/>

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」をご検討のうえ、同封の委任状用紙に賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- 日時 2024年9月24日（火曜日）午前10時
- 場所 鳥取県倉吉市中江48番地1 本社1階会議室
- 会議の目的事項
決議事項 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 会計監査人選任の件

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

1. 議決権の代理行使の勧誘者

株式会社バルコス
代表取締役社長 山本 敬

2. 議案

第1号議案 定款一部変更の件

(1) 変更の理由

一般株主保護の観点から会計監査人を選任いたしたく、定款の内容を一部変更するものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第3条 (条文省略) (機 関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、 次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 (新設)	第1条～第3条 (現行どおり) (機 関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、 次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. <u>会計監査人</u>
第5条～第36条 (条文省略) (新設)	第5条～第36条 (現行どおり) <u>第6章 会計監査人</u>
(新設)	<u>(選任方法)</u> 第37条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u>
(新設)	<u>(任期)</u> 第38条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に</u>

<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第37条～第40条 (条文省略)</p>	<p><u>終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>② 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p><u>(報酬等)</u></p> <p><u>第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p><u>(会計監査人の責任免除)</u></p> <p><u>第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第41条～第44条 (条数繰り下げ、条文は現行どおり)</p>
--	--

第2号議案 会計監査人選任の件

(1) 会計監査人選任の目的

当社は、2024年8月14日開催の監査役会において、本臨時株主総会における第1号議案「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、会計監査人として新月有限責任監査法人を選任することについて決議いたしました。

当社監査役会の会計監査人選任を受け、本臨時株主総会に「会計監査人選任の件」を第2号議案として付議することを決議いたしたくここに上程いたします。

なお、同監査法人は従前より当社の公認会計士等でございます。定款変更に伴い、

会計監査人として選任するものであります。

(2) 会計監査人候補者

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名称	新月有限責任監査法人
事務所	大阪事務所 大阪府大阪市北区梅田 1-3-1 東京事務所 東京都中央区銀座 7-17-11
沿革	平成 22 年 3 月 新月有限責任監査法人設立
業務執行社員の氏名	公認会計士 高橋 正哉 公認会計士 杉本 淳
概要	公認会計士社員 (常勤) 8 名 特定社員 (常勤) 1 名 所属公認会計士 (非常勤) 39 名

(3) (2)に記載する者を公認会計士等の候補とした理由

監査役会が新月有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人が当社の業務内容を深く理解しており、長年にわたる経験と信頼性に基づき適切な監査を実施できると判断したためであります。

また、当法人の品質管理体制等については、日本公認会計士協会において一定の評価を得ており、審査を経たうえ上場会社等監査人として登録されている点も勘案し判断したものであります。

以上

委任状

私は、以下の株主を代理人と定め下記の権限を委任します。

住所

氏名

記

2024年9月24日開催の株式会社バルコスの臨時株主総会に出席し、下記の議案につき、私の指示（○印で表示）に従って議決権を行使すること。

但し、議案に対し、賛否を明示しない場合及び修正案が提出された場合は、白紙委任とする。

第1号議案	賛成	・	反対
-------	----	---	----

第2号議案	賛成	・	反対
-------	----	---	----

上記のとおり委任する。

2024年 月 日

持株数 株

住所

氏名

印